

号外 第8号 令和 5年(2023年) 5月25日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・ (建築課)

規 則

熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 5 年 5 月 2 5 日

> 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第31号

熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

熊本県宅地造成等規制法施行細則(昭和42年熊本県規則第16号)の一部を次のよう に改正する。

題名を次のように改める

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第1条中「宅地造成等規制法(」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「宅地造成等規制法 施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改める。

第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第18条第2項」を「第24条第 2項」に改める。

第3条から第11条までを削る。 別記第2号様式中「宅地造成規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第5 条第1項」を「第6条第1項」に改める。

別記第3号様式から第10号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年5月26日から施行する。 1
- 変更許可申請書の様式、同条第2項に規定する宅地造成工事変更届の様式、旧規則第7 条第1項に規定する書類の添付、同条第2項に規定する届出、同条第3項に規定する書 類の添付、旧規則第8条及び第9条に規定する届出、旧規則第10条に規定する工事の
- 一部検査並びに旧規則第11条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定に 基づく宅地造成に関する工事の規制に係る旧規則第2条に規定する身分を示す証明書の 様式、旧規則第4条に規定する技術的基準の特例、旧規則第6条第1項に規定する宅地 造成工事計画変更許可申請書の様式、同条第2項に規定する宅地造成工事変更届の様式、 旧規則第9条に規定する造成主による届出、旧規則第10条に規定する工事の一部検査 及び旧規則第11条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。